

はじめに



このたび、障害のある方もない方も、誰もが自分らしく生きることができ、街を目指して、関係する施策の方向性をまとめた「第4期横浜市障害者プラン」の中間見直しを行い、「第4期横浜市障害者プラン 改定版」を策定しました。

本プランの策定にあたり、熱心に御議論いただきました横浜市障害者施策推進協議会及び横浜市障害者施策検討部会の委員の皆様をはじめ、グループインタビューや市民意見募集等により、貴重な

御意見や御提案をお寄せいただいた当事者の皆様、関係団体の皆様をはじめとする市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

横浜市では、障害のある方もない方も、すべての市民の皆様が人格と個性を尊重し合いながら当たり前と一緒に暮らせる「地域共生社会」の実現を目指し、当事者の皆様や御家族、支援者、地域の皆様と一体となって様々な施策の推進に取り組んでいます。横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、市独自の取組などが多くありますが、これは、皆様と対話を重ね、一緒に実現してきたものです。

当事者の皆様の高齢化や障害の重度化、御家族が亡くなった後の生活など、様々な課題がある中でも、市域全体での理解をさらに深め、当事者が地域で自立した生活をおく送ることができるよう、引き続き皆様の御意見をきめ細かに伺いながら取り組んでいきます。

皆様と一緒に作り上げた本プランの推進に全力で取り組んでまいりますので、変わらぬお力添えをお願いいたします。

令和6年4月

よこはましちょう やまなか たけはる
横浜市長 山中 竹春

もくじ
目次

| | | |
|----------------|---|-----|
| だい しょう 第1章 | けいかく がいよう 計画の概要 | 1 |
| | 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| | 2. 計画の位置付け | 1 |
| | 3. 計画の構成 | 5 |
| | 4. 国の動向 | 6 |
| だい しょう 第2章 | よこはまし しょうがい ふくし げんじょう 横浜市における障害福祉の現状 | 8 |
| | 1. 横浜市の障害福祉のあゆみ | 8 |
| | 2. 将来にわたるあんしん施策 | 10 |
| | 3. 各障害手帳等統計の推移 | 12 |
| だい しょう 第3章 | だい き しょうがいしゃ きほん もくひょう とりくみ ほうこうせい 第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性 | 23 |
| | 1. 基本目標 | 23 |
| | 2. 基本目標の実現に向けて必要な視点 | 26 |
| | 3. 生活の場面ごとの取組 | |
| | さまざま せいかつ ばめん ささ 様々な生活の場面を支えるもの | 27 |
| | せいかつ ばめん す く 生活の場面1 住む・暮らす | 67 |
| | せいかつ ばめん あんぜん あんしん 生活の場面2 安全・安心 | 109 |
| | せいかつ ばめん はぐく まな 生活の場面3 育む・学ぶ | 127 |
| | せいかつ ばめん はたら たの 生活の場面4 働く・楽しむ | 152 |
| だい しょう 第4章 | しょうがい ひと ちいき ささ きばん せいび 障害のある人を地域で支える基盤の整備 | 180 |
| | 1. 本章の位置付け | 180 |
| | 2. 国の動向 | 180 |
| | 3. 横浜市の取組 | 181 |
| | 4. 今後の方向性 | 186 |
| だい しょう 第5章 | ぴーでいーしーえー けいかく みなお PDCAサイクルによる計画の見直し | 193 |
| しりょう へん 資料編 | | 194 |
| | 1. 関係者団体等へのグループインタビュー実施概要 | 194 |
| | 2. 市民意見募集の概要 | 195 |
| | 3. 推進体制 | 197 |

① 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に関わる中長期的な計画である「障害者プラン」（以下「プラン」という。）を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択 自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画（策定するよう法令で決められている計画）の性質を持つ計画です。

一つ目は、「障害者基本法」に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、「児童福祉法」に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできるまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

② 計画の位置付け

(1) 計画期間

第3期プランは、平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である平成29年度末（2017年度末）には、「障害福祉計画」部分について

て、3年を1期として作成することとしている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して定めたもの）に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の方向性をまとめた改訂版を策定しました。

第4期プランについても、第3期プランと同じく、中長期的なビジョンを持って施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、第4期プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

| 年度 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 名称 | 第3期横浜市障害者プラン | | | | | | 第4期横浜市障害者プラン | | | | | |
| 構成 | 障害者計画 | | | | | | 障害者計画 | | | | | |
| | 障害福祉計画 | | 障害福祉計画 | | 障害福祉計画 | | 障害福祉計画 | | 障害福祉計画 | | 障害福祉計画 | |
| | | | 障害児福祉計画 | | 障害児福祉計画 | | 障害児福祉計画 | | 障害児福祉計画 | | 障害児福祉計画 | |

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画
 障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画
 障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

(2) 他の計画との関係性

横浜市では、個別の法律を根拠とする福祉保健等の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜21」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、「よこはま保健医療プラン」という横浜市独自の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図って

いきます。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点でとらえ、それぞれを関連付けて行うことが必要です。

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果が上がってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

| めいしやう 名称 | こんきよほう 根拠法 |
|--|---|
| よこはましちいきふくしほけんけいかく 横浜市地域福祉保健計画 | しゃかいふくしほう 社会福祉法 |
| ちいきほうかつ けいかく よこはま地域包括ケア計画 よこはましこうれいしゃほけんふくしけいかく かいごほけんじぎょうけいかく (横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ にんちしょうしさくすいしんけいかく 認知症施策推進計画) | ろうじんふくしほう 老人福祉法 かいごほけんほう 介護保険法 |
| けんこうよこはま よこはましけんこうぞうしんけいかく し か 健康横浜 2 ~ 横浜市健康増進計画・歯科 こうくうほけん すいしんけいかく しょくいくすいしんけいかく 口腔保健推進計画・食育推進計画~ | けんこうぞうしんほう 健康増進法 よこはましし か こうくうほけん すいしん かん 横浜市歯科口腔保健の推進に関する じょうれい 条例 しょくいくきほんほう 食育基本法 |
| よこはまし こ こそだ しえんじぎょうけいかく 横浜市子ども・子育て支援事業計画 | こ こそだ しえんほう 子ども・子育て支援法 じ せだいいくせいしえんたいさくすいしんほう 次世代育成支援対策推進法 |
| よこはましじゅうせいかつきほんけいかく ☆横浜市 住生活基本計画 | じゅうせいかつきほんほう 住生活基本法 |
| よこはましきょういくしんこうきほんけいかく ☆横浜市 教育振興基本計画 | きょういくきほんほう 教育基本法 |
| よこはましいぞんしょうたいさくちいきしえんけいかく ☆横浜市依存症対策地域支援計画 | いぞんしょうたいさくそうごうしえんじぎょうじっしょうこう 依存症対策総合支援事業実施要綱 くにようこう (国要綱) |
| よこはまほけんいりやう よこはま保健医療プラン | — |

☆：第4期プランから新たに取り上げた計画

本プランでは、各所にトピックやコラムを掲載しています

トピック ……プランの内容を別の切り口から要約・抜粋したものなど、内容に密接な説明文。

コラム ……プランの記載の各事業の事例紹介や、内容を深めるための囲み記事。

えすでいーじーず ふ けいかく すいしん
SDGsを踏まえた計画の推進

2015（平成27）年9月、国連サミットで採択された国際的な目標が、
えすでいーじーず さすていなぶる でべろっぶめんと ごーるず じぞくかのう かいほつもくひょう よ
SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））と呼ばれ
るものです。2030（令和12）年をゴールとして、持続可能な社会をつくるための
こ もくひょう もう
17個の目標が設けられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



えすでいーじーず もくひょう
▲SDGsの目標のアイコンとロゴ

よこはまし れいわ ねん さくてい よこはましちゅうきけいかく く
横浜市は、令和4年に策定した「横浜市中期計画（2022～2025）」で、国から
せんてい う えすでいーじーずみらい とし しさく えすでいーじーず い
選定を受けた「SDGs未来都市」としてあらゆる施策においてSDGsを意
しき と く
識して取り組むこととしています。

えすでいーじーず とくちゆう だれひとり と のこ
また、SDGsの特徴のひとつである「誰一人として取り残さない」という
りねん しょうがい ひと ひと だれ じんかく こせい そんちよう あ ちいき
理念は、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域
きょうせいしやかい めざ だい き きほんもくひょう あ
共生社会を目指す」という第4期プランの基本目標にも当てはまります。そ
のため、第4期プランについても、SDGsを意識して推進していきます。

えすでいーじーず みらい とし よこはま とりくみ じれい
SDGs未来都市・横浜の取組事例 ～ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト～

よこはまし へいせい ねん く えすでいーじーずみらい とし えら さまざま
横浜市は、平成30年に国から「SDGs未来都市」に選ばれました。様々な
とりくみ ひと しょうがい ひと せいさく よこはまん き
取組から一つ、障害のある人たちが製作する横浜産の木のストロー
えすでいーじーず とりくみ しょうかい
『SDGsストロー・ヨコハマ』の取組を紹介します。

ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト

よこはまし ほゆう すいげんりん かんばつざい げんざいりょう しない しょうがいしゃちいき
 横浜市が保有する水源林の間伐材を原材料とし、市内の障害者地域
 さぎょうしょ しないきぎょう とくれいこがいしゃとう しょうがい ひと き
 作業所や市内企業の特例子会社等で障害のある人たちが木のストロー
 えすでいーじーず せいさく
 『SDGs ストロー・ヨコハマ』を製作しています。

よこはまし しない いんしよくてん とう りようそくしん はか しがい
 横浜市は、市内の飲食店・ホテル等への利用促進を図るとともに、市外への
 ふきゅう てんかい そくしん
 普及・展開も促進しています。

かいよう もんだい しょうがいしゃ かつやく ば そうしゅつ
 海洋プラスチックごみ問題をきっかけに、障害者の活躍の場を創出し、
 だつたんそしゃかい じつげん しんりんかんきょう ほぜん きよ あら
 脱炭素社会の実現、森林環境の保全にも寄与する新たなビジネスモデルを
 そうしゅつ
 創出しています。



▲SDGsのアイコン

さぎょうしょ しょうす ひだり
 作業所の様子(左)
 みぎ
 ウッドストロー(右)



このプロジェクトは、ストローという身近なものを通して、一人ひとりが
 えすでいーじーず じっかん たいかん ぐたいてき こうどう
 SDGsを実感・体感し、具体的な行動につなげていくというプロモーション
 こうか きたい かいよう もんだい すいげんりん ほぜん おんだんか
 効果も期待しています。海洋プラスチックごみ問題や、水源林の保全、温暖化
 たいさく しゃかいもんだい ひろ ふきゅうけいはつ おこな しょうがい ひと
 対策という社会問題について広く普及啓発を行うことが、障害のある人の
 こようそくしん しょうがいしゃこよう ふきゅうけいはつ
 雇用促進や障害者雇用についての普及啓発にもつながっています。そのため、
 しょうがいふくししさく じょうほう とど そう たい ふきゅうけいはつ あら
 障害福祉施策だけでは情報を届けにくい層に対する普及啓発などの新た
 き くち しょうがいふくし すいしん はか
 な切り口から、障害福祉の推進が図られています。

③ 計画の構成

だい き ひ つづ しさくぶんやべつ しょうがい しゅべつ ぎょうせい しえんしゃ たちば
 第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の立場に
 た してん もと こうせい しょうがい ひと にちじょうせいかつ おく うえ してん た
 立った視点を基にした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立っ
 わくぐ せってい
 た枠組みを設定しました。

だい き にちじょうせいかつ ばめん わ かんが ふきゅうけいはつ
 第4期プランでは、日常生活の場面を4つに分けて考えました。また、「普及啓発や
 けんりようご じんざいかくほ とくてい せいかつばめん げんてい たいせつ いけん う
 権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受
 さまざま せいかつ ばめん ささ
 け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

| ぶん 類 分 類 | ない 内容 内 容 |
|------------------------------------|---|
| さまざま せいかつ ばめん ささ 様々な生活の場面を支えるもの | ふきゅうけいはつ じんざい かくほ いくせい けんり ようご そうだん しえん 普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援 |
| せいかつ ばめん す く 生活の場面1 住む・暮らす | す く いどう しえん 住まい、暮らし、移動支援、まちづくり |
| せいかつ ばめん あんぜん あんしん 生活の場面2 安全・安心 | けんこう いるよう ぼうさい げんさい 健康・医療、防災・減災 |
| せいかつ ばめん はぐく まな 生活の場面3 育む・学ぶ | りょういく きょういく 療育、教育 |
| せいかつ ばめん はたら たの 生活の場面4 働く・楽しむ | しゅうろう にちちゅうかつどう ぶんかげいじゆつ 就労、日中活動、スポーツ・文化芸術 |

こうして、計5つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

また、様々な施策・事業をつなぎ合わせ、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」については、別にまとめ、将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

4 国の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

障害福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年9月に署名をした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、障害者権利条約の趣旨に沿った施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込んだ改正となり、23年8月に施行されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消の推進に関する基本方針が閣議決定されたほか、国や地方公共団体等では、各機関における取組に関する対応要領（ガイドライン）が策定されました。このように、近年は「障害者基本法」のほかにも多くの法整備が行われました。

こうした法整備を受け、26年1月には障害者権利条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい みんかんじぎょうしゃ ごうりてきはりよ ていきょう ぎむか
障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化さ
 れるほか、**障害のある方が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、**
 しゃかい へんかどう ともな しょうがいじ しょうがいしゃ こま たいおう さまざま とりくみ
社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を
 すいしん ちいききょうせいしゃかい じつげん めざ
推進することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

きんねん どうこう
(2) 近年の動向

| | |
|------------------------|--|
| へいせい ねん がつ 平成30年 5月 | こうれいしゃ しょうがいしゃどう いどうどう えんかつか そくしん かん ほうりつ かいせい 「 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 」改正 (改正バリアフリー法) ●社会的障壁除去等の理念の明記 など ※平成30年11月施行 |
| へいせい ねん がつ 平成30年 5月 | がっこうきょういくほう およ ちよさくけんほう かいせい 「 学校教育法 」及び「 著作権法 」改正 ●デジタル教科書の併用制 など |
| へいせい ねん がつ 平成30年 6月 | しょうがいしゃ ぶんかげいじゆつかつどう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃぶんか 「 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化 芸術推進法） 」制定、施行 ●計画策定の努力義務 など |
| れいわがんねん がつ 令和元年 6月 | しかくしょうがいしゃどう どんくしょかんきょう せいび すいしん かん ほうりつ どんくしょ 「 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリ アフリー法） 」制定、施行 ●計画策定の努力義務 など |
| れいわ ねん がつ 令和2年 6月 | ちようかくしょうがいしゃどう だんわ りよう えんかつか かん ほうりつ ちようかく 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（聴覚 障害者等電話利用円滑化法）」制定 ●電話リレーサービスの制度化 など ※令和2年12月施行 |
| れいわ ねん がつ 令和3年 6月 | しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう 「 障害者差別解消法 」改正（改正障害者差別解消法） ●事業者による合理的配慮の提供の義務化 ※令和6年4月施行 |
| れいわ ねん がつ 令和4年 5月 | しょうがいしゃじょうほう しさくすいしんほう 「 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 」 制定、施行 ●障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 |
| れいわ ねん がつ 令和4年 6月 | じどうふくしほう かいせい かいせいじどうふくしほう 「 児童福祉法 」改正（改正児童福祉法） ●障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 など ※令和6年4月一部施行 |
| れいわ ねん がつ 令和4年 8月 | こくれん しょうがいしゃけんりいんかい しょうがいしゃけんりじょうやく じっしじょうきょう 国連「 障害者権利委員会 」による「 障害者権利条約 」実施状況 に関する締約国審査 |
| れいわ ねん がつ 令和4年10月 | しょうがいしゃそうごうしえんほう かいせい かいせいしょうがいしゃそうごうしえんほう 「 障害者総合支援法 」改正（改正障害者総合支援法） ●障害者等の地域生活の支援体制の充実 など ※令和6年4月一部施行 |